経済産業省 中小企業庁

パートナーシップ構築宣言について

令和８年11月

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課

目次

1. 価格転嫁・取引適正化に関するこれまでの取組内容
2. パートナーシップ構築宣言とは
3. パートナーシップ構築宣言の取組
4. 宣言企業の取組事例
5. 地域における普及促進の取組

１．価格転嫁・取引適正化に関するこれまでの取組内容

価格転嫁・取引適正化に関する最近の動向

所信表明演説（令和7年10月24日）



政府として、「**継続的に賃上げできる環境を整える**」ことを表明。
「国・地方自治体から民間への**請負契約単価を、物価上昇等を踏まえて適切に見直し**」、「生産性向上支援、事業承継やＭ＆Ａの環境整備、**更なる取引適正化**等を通じ、賃上げと設備投資を強力に後押し」するように指示。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日）

「官公需において、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う」
「価格転嫁・取引適正化の徹底」
「サプライチェーン全体での取引適正化・商慣習是正」　等を盛り込む

第1回賃上げに向けた中小企業等の活力向上のためのワーキンググループ（令和7年12月22日）

賃上げに向けて、官公需を含む価格転嫁・取引適正化、省力化投資を含む生産性向上等の諸課題の実態を把握し、対応策を検討するため、佐藤内閣官房副長官の総覧の下、ワーキンググループを開催。
業所管省庁と業界とが連携した取引適正化、**労務費指針の改正**等について報告。

第2回賃上げに向けた中小企業等の活力向上のためのワーキンググループ（令和8年4月6日）

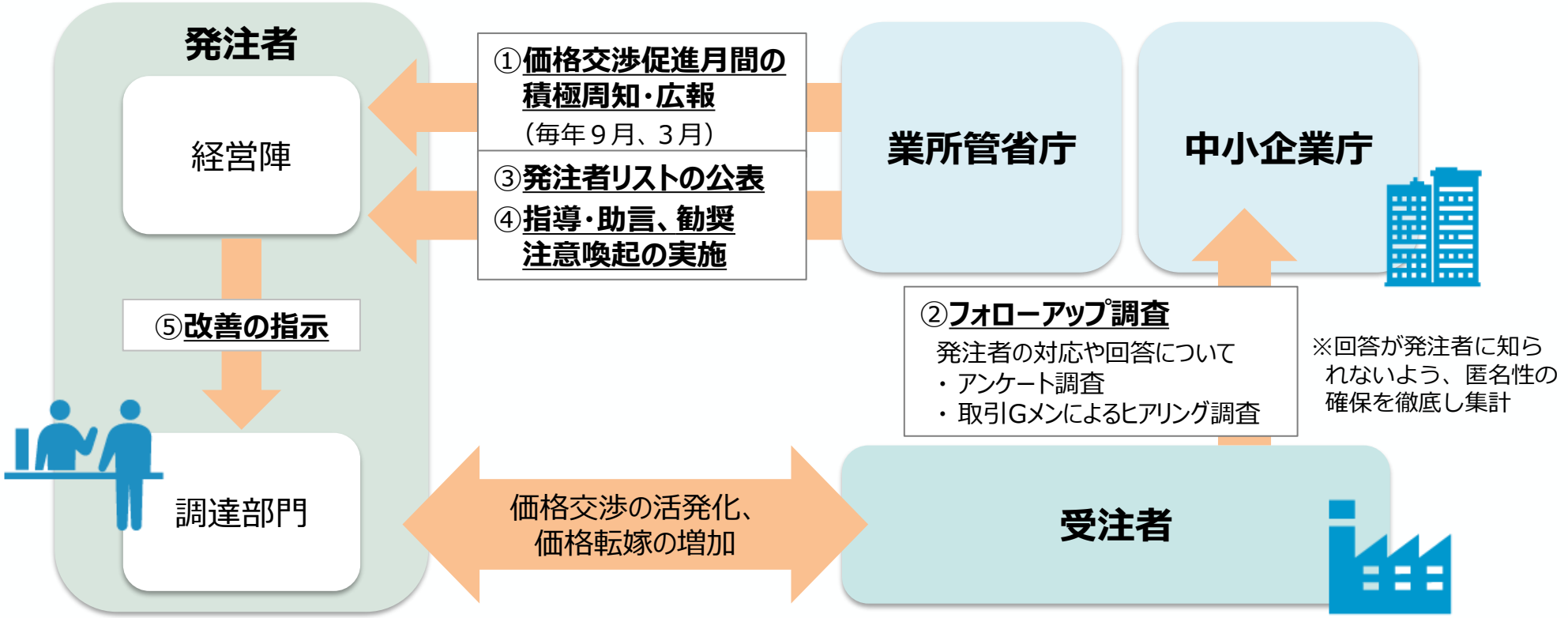
「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」を公表。
警備・ビルメンテナンス業における価格基準の見直しなど官公需における取組等を推進していくことを確認。

第５回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議・第３回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ合同会議（令和8年６月１日）

第４回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（令和8年9月10日）

「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる**価格転嫁・取引適正化**を経済界全体で促すため、**毎年３月と９月を「価格交渉促進月間」と設定**。
- **受注側中小企業30万社へのアンケート調査**や、**発注者ごとに価格交渉・転嫁等の状況を整理した「発注者リスト」の公表**等により、発注者の自発的な取引方針の改善に繋げる。
- 2021年９月から開始し、2026年３月に**10回目の「月間」を実施**。



2026年３月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果概要

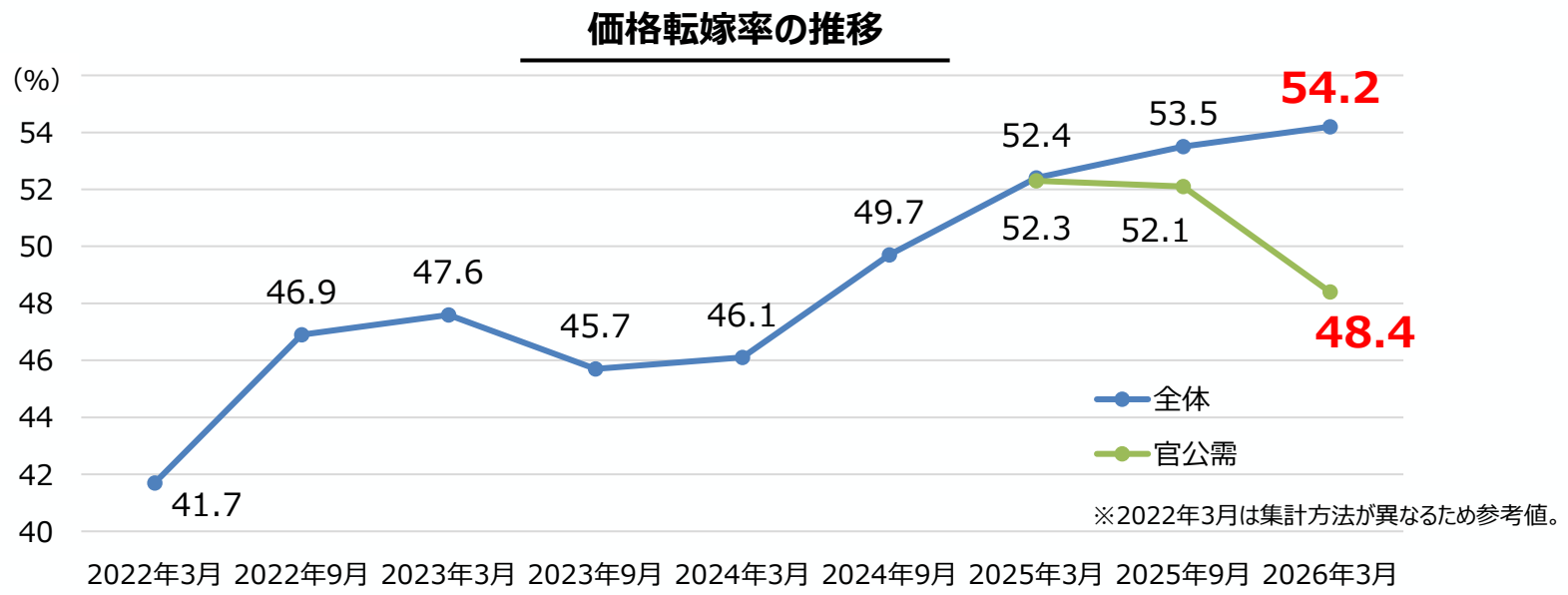
- 2026年３月の「価格交渉促進月間」を踏まえ、2025年10月から2026年３月までの期間における**価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況**について、**中小企業30万社に対しアンケート調査**を実施。
- 調査の結果を６/26（金）に公表。

結果概要

- 調査期間　：　2026年４月20日（月）～６月３日（水）
- 回答企業数　：　**69,625社**（回答から抽出される**発注者数**は延べ**91,233社**）　※前回調査：69,988社（延べ86,538社）
- 回収率　：　**23.2%**　※前回調査：23.3%

価格転嫁率

- **価格転嫁率**は、前回から0.7ポイント増の**54.2%**（前回53.5%）。
- **官公需取引に限った場合の価格転嫁率**は、前回から3.7ポイント下落し、**48.4%**（前回52.1%）。



※　価格転嫁率は、「実際のコスト上昇分のうち、価格転嫁が実現した割合」の回答の平均値。以下同じ。

官公需の取引状況に関する実態把握の強化

- 官公需における価格転嫁・取引適正化の実態把握を強化するため、**官公需に特化して、受注側の中小企業に対し、国等・地方公共団体との取引状況を把握するための調査を実施**する。
- 併せて、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく措置状況調査について、**小規模な自治体を含め、全自治体に対象を拡充し、実施**する。両調査ともに、結果は年度内に公表予定。

受注者による評価

これまでの調査（価格交渉促進月間フォローアップ調査）

**全国の中小企業にアンケートを配布し、
10社以上の中小企業から回答があった
発注者（国等・地方公共団体）の状況を公表**

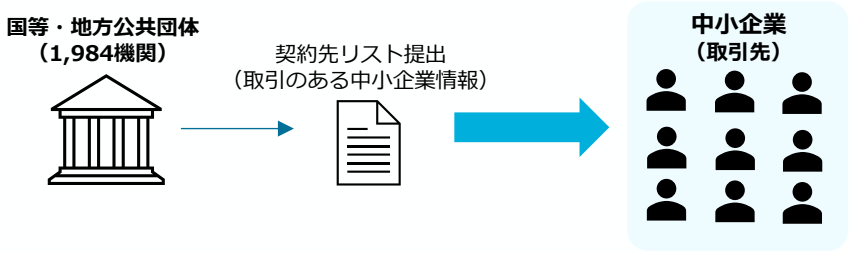
課題

- 官公需取引を行っているか否かを問わず、調査票を配布しているため、全回答のうち、官公需に関するものの件数が限られる。

→ 「発注者リスト」に状況を公表した機関は**９２機関のみ**（2026年3月調査結果）

新たな調査（官公需における取引状況調査）

**国等・地方公共団体から契約先リストを提出していただき、
当該リストに掲載された中小企業に対し調査を実施**



→ **より多くの機関の、受注側中小企業による評価結果をリスト形式で整理し、公表予定**

発注者による自己点検

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく措置状況調査

■調査対象

○国等（※）　196機関
○都道府県　47機関
○人口10万人以上の市町村　258機関
○東京都特別区　23機関

（※）府省庁、独立行政法人、国立大学法人等

■調査対象

○国等　196機関
○都道府県　47機関
○すべての市町村　1,718機関
○東京都特別区　23機関　　**合計1,984機関**

→ **人口10万人未満の小規模な自治体においても、主要な項目について、措置の状況を確認**

価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性（まとめ）

１．法の厳正な執行

①**中小受託取引適正化法【取適法】**（従業員基準の追加による対象拡大、協議に応じない一方的な価格決定や手形払いの禁止等。）

②**受託中小企業振興法【振興法】**（従業員基準の追加による対象拡大、指導・助言に従わない事業者に具体的に改善を促す勧奨を追加等。）

③**フリーランス・事業者間取引適正化等法**（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。 2024年11月施行。）

※①及び②は2026年1月1日より改正法施行。取適法対象外取引に関する適正化策について企業取引研究会（公取・中企庁共催）で議論し、独禁法の告示策定等。

２.民間の自主的取組の後押し

→事業所管大臣を通じた**業界への働きかけ強化**

①**価格交渉促進月間**（2021年９月から開始。毎年９月、3月に実施）に基づく、**「発注者リスト」公表、迅速な注意喚起、指導・助言**

②価格転嫁を阻害する**商習慣の見直し**（取組状況の見える化、PDCAサイクルによる改善）

③取引適正化のための**自主行動計画**（34業種・98団体 ※2026年10月時点）の**改訂・徹底**

④**パートナーシップ構築宣言**(109,805社 ※2026年10月23時点)の**周知・実効性の向上**

⑤**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**（2023年11月策定、2026年1月改定）の**周知・徹底**

３． 取引実態の把握・相談対応

①**取引Gメン**（330名）が取引実態をヒアリング（年間１万件以上）

②**取引かけこみ寺**（全国47都道府県に設置）における相談対応を実施（年間１万件以上）

４． 官公需における価格交渉・価格転嫁の促進

①国等の契約の基本方針（2026年4月閣議決定）において、**価格転嫁・取引適正化の徹底、ダンピング防止の徹底、フォローアップの強化、人事評価における配慮等**を措置。

②**実勢価格を踏まえた予定価格の作成**や**低入札価格調査制度・最低制限価格制度の徹底と価格基準の見直し等**、2027年度末までに国等・地方公共団体において100%実施すべき措置を示した**「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の推進、進捗状況の見える化**を実施予定。

2. パートナーシップ構築宣言とは

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、**「発注者」の立場**から、**「代表者の名前」**で、**サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守**等について**自主的に宣言・公表**することで、**取引適正化に関する社内への意識徹底**、取引先からの**取組の見える化**等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。

 ※**「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」**（2020年5月）において、**導入を決定**。



1．宣言の骨子

- サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- 中小受託事業者との**望ましい取引慣行（「振興基準」）**の遵守

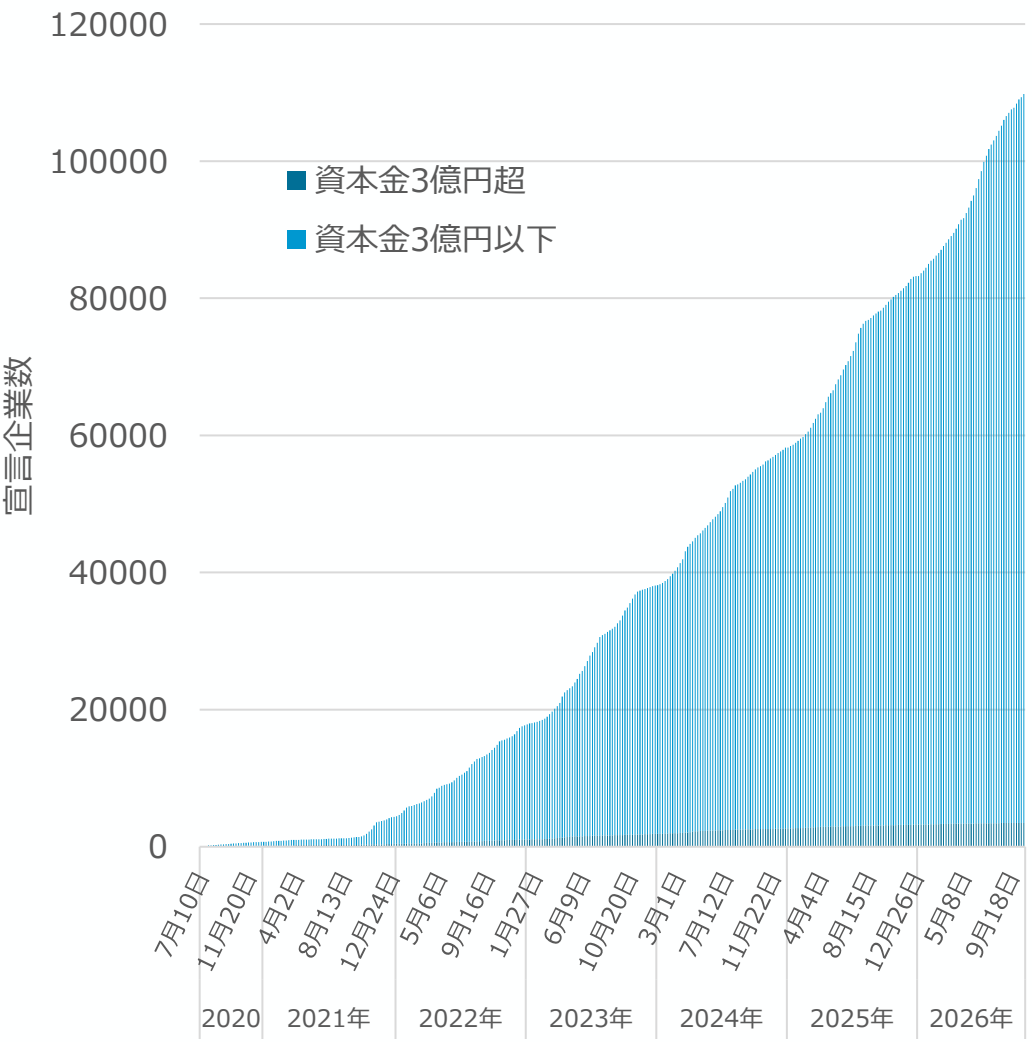
2．宣言するメリット（補助金の加点等、優遇措置）

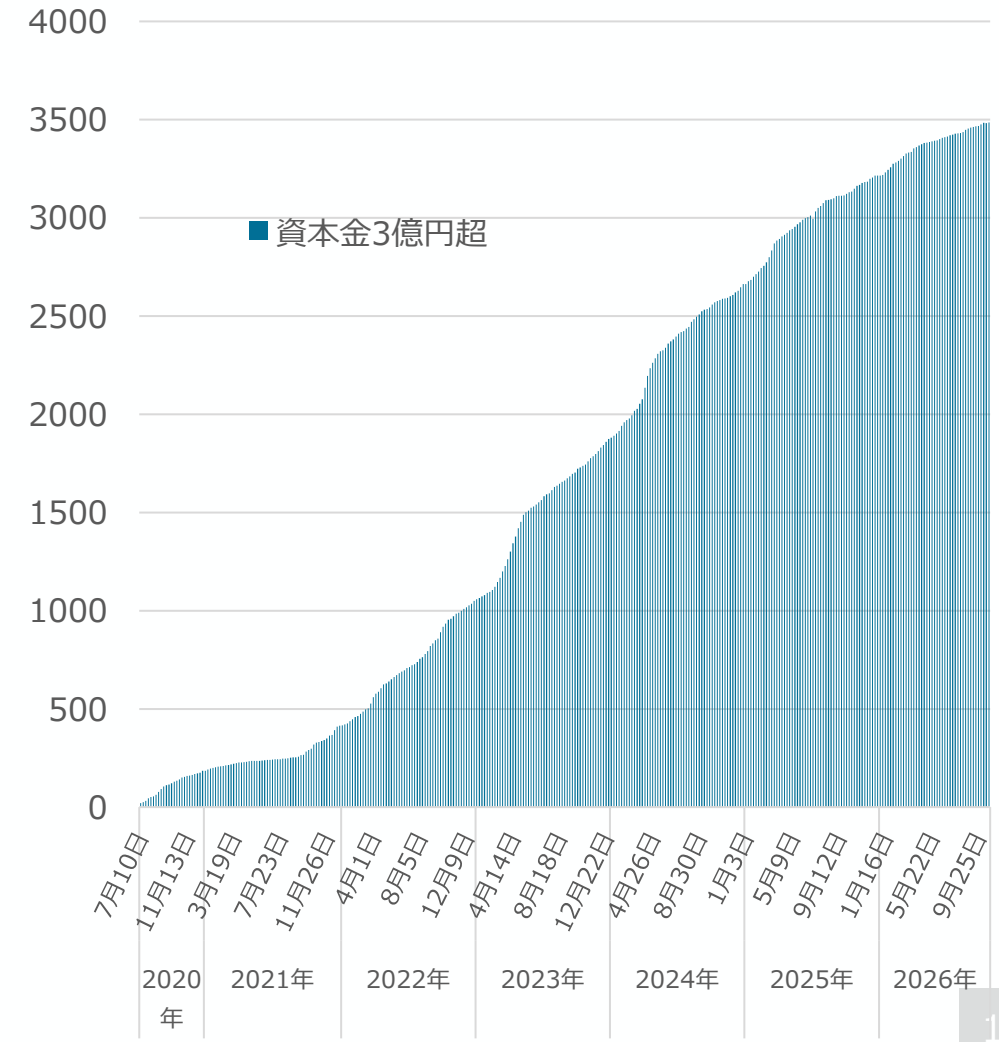
- パートナーシップ構築宣言を宣言・公表した企業は、**補助金について加点措置が受けられる等、優遇措置を受けることができる**。
 ※新事業進出・ものづくり商業サービス補助金、賃上げ促進税制（中堅企業向け）の要件、企業活力強化資金の融資、都道府県による宣言企業への補助金や制度融資等の各種優遇措置、等。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- **2026年10月23日時点で109,805社が宣言**（うち、資本金3億円超の大企業は**3,486社**）

■宣言数の推移





3. パートナーシップ構築宣言の取組

宣言の取組状況調査の概要

- 宣言企業の取組状況を把握し、実効性の向上につなげるため、宣言企業への調査(2021年度～)及び、受注側企業への調査(2022年度～)を実施。
- それぞれの調査結果については、宣言企業に対するフィードバック等に活用しており、自社の取組状況を客観的に把握し、さらなる改善につなげていただくことを目的としている。

■宣言企業調査 (宣言企業の自己評価)

○ 調査対象：2025年8月28日時点で宣言を行っているパートナーシップ構築宣言企業
○ 調査票の配布企業数：77,416社 (うち、資本金3億円超の大企業は3,098社)
○ 調査期間：2025年8月28日(木)～2025年10月7日(火)
○ 回答した宣言企業数：**38,441社**（昨年は25,812社） うち、大企業は2,376社（昨年は1,820社）
○ 回答率：約50%(大企業は約77%)

■受注側企業調査（受注側企業による宣言企業の評価） ※受注側企業は発注側企業を最大3社まで選択して回答

○ 調査対象：2025年8月28日時点の資本金3億円超のパートナーシップ構築宣言企業と取引実績をもつ受注側企業
○ 調査票の配布企業数：300,000社
○ 調査期間：2025年9月24日(水)～2025年11月7日(金)
○ 回答した受注側企業数：15,741社（委託のみ）
○ 受注側企業５社以上から回答の集まった宣言企業数：**840社**（昨年は677社）
○ 有効回答率：約5.4%

出典：令和7年度_パートナーシップ構築宣言取組状況アンケート

発注側企業の受注側企業に対する支援と、受注側が発注側企業に求める支援項目

- パートナーシップ構築宣言は、価格転嫁だけではなく、サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す取組であり、宣言内容の１つ目の柱である「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携」の取組状況について、受注側企業調査と宣言企業調査の両調査で確認。
- 受注側企業から期待の高い取組が「働き方改革」「健康経営、労働安全衛生」等である一方、宣言企業（発注側大企業）が力を入れている取組は、「グリーン化」「健康経営、労働安全衛生」等となっている。

宣言企業調査（自己評価）

宣言企業（大企業）が、サプライチェーンの課題への対応、共存共栄に向けて、**受注側企業との連携や支援している取組**（複数回答）

(N=1,703 ※「特になし」と回答した企業を除く)

【回答が多かった上位５項目】

1	グリーン化	33.2%
2	健康経営、労働安全衛生	30.4%
3	共通取引基盤（EDI）導入	29.4%
4	働き方改革	23.9%
5	データの相互利用	21.0%

受注側企業調査

受注側企業が、**発注側の宣言企業に対して行ってほしい支援**や連携の取組 (複数回答)

(N=5,179 ※「特になし」と回答した企業を除く)

【回答が多かった上位５項目】

1	働き方改革	41.1%
2	健康経営、労働安全衛生	22.2%
3	人材育成支援・専門家人材マッチング	17.8%
4	データの相互利用	16.1%
5	IT機器、設備導入	13.4%

受注側企業が、**発注側の宣言企業（大企業）が力を入れていると感じる支援**や連携の取組 (複数回答)

(N=7,582 ※「特になし」と回答した企業を除く)

【回答が多かった上位５項目】

1	健康経営、労働安全衛生	47.8%
2	働き方改革	43.5%
3	データの相互利用	22.4%
4	共通取引基盤(EDI)導入	22.2%
5	サイバーセキュリティ関連	21.2%

令和7年度_パートナーシップ構築宣言取組状況アンケートから中企庁が編集

受注側企業からの期待が高い分野における、宣言企業による積極的な取組事例

- 「働き方改革」では、運輸業における共同配送、発注の適正化等によるドライバーの長期労働の削減、建設業における適正工期確保や現場一斉閉所日設定等の取組が見られた。
- 「健康経営・労働安全衛生」では安全協力会での安全衛生に関する情報共有や共同での安全パトロール実施等の事例が確認された。

取組分野	取組企業の業種	取組詳細
働き方改革	運輸業	✓ 共同配送により**ドライバーの長時間労働を抑制**、発注の適正化により現場オペレーションのスムーズ化、**残業削減**に貢献。 ✓ **発注側企業として実態調査を実施**し、**荷待ち時間改善、パレット化、リードタイム延長などの対応を継続的に荷主へも要請**。
	建設業	✓ 高効率生産方式を採用した上で、**4週8閉所**が実現できる全体工期を提示し、川上段階となる工事発注者の理解を得られるよう努めることで**適正工期を確保**。 ✓ **平日に現場一斉閉所日を設定**する取り組みや、取引先（協力会社）が休暇を取得しやすいよう、**現場閉所日カレンダーを掲示**して**協力会社と情報共有**。
健康経営・労働安全衛生	サービス業	✓ 取引先との安全協力会により、**安全衛生や法改正に関する情報を共有**。 ✓ **健康経営、労働安全衛生に関する指針を明記した「サプライヤー行動指針」を制定**してウェブ公開。一部の取引先に対しては対面でも説明を行い、従業員の健康、労働安全衛生について理解を深める活動を実施。
	その他の製造業	✓ 協力会社用の**安全衛生手帳を策定し、交付**。中小規模主要協力会社に対して**フレンドリー監査で実地訪問し、積極的支援を実施**。 ✓ 自社工場内で請負作業を行う協力会社に対して共同で**安全パトロール等、労働災害に対する予防処置を実施**。

令和7年度_パートナーシップ構築宣言取組状況アンケートから中企庁が編集

受注側企業からの期待が高い分野における、宣言企業による積極的な取組事例

- 「人材育成・人材マッチング」では、協力会社の雇用能力開発事業及び法定資格取得への支援、取引先からの出向受け入れや人材教育支援等を実施している事例があった。
- 「データの相互利用」では、EDIやクラウドを活用したデータ相互利用・データ共有を行うことで、自社と取引先双方の業務効率化に取り組んでいる事例があった。

取組分野	取組企業の業種	取組詳細
人材育成・人材マッチング	建設業	✓ 専門会社と連携して**協力会社の雇用能力開発事業および法定資格取得への支援・助成、建設キャリアアップシステムを推進**。 ✓ 技能と経験が豊富な職長を**「優良職長」として認定し、手当を支給**することで、**技能労働者の処遇改善と定着を支援**。
	情報通信業	✓ 自社SE部門と取引先との間で、**リソース情報（スキル、空いている時期）を共有し、最適なプロジェクト体制を構築する仕組みを提供**。 ✓ **取引先からの出向受入れ**と人材教育支援。
データの相互利用	建設業	✓ **EDI契約**により、**注文内容の確実な伝達と過去データの共有を実施**。 ✓ 図面データや各種資料データを**クラウドで共有**。 ✓ **建設キャリアアップシステム（CCUS）**の就業履歴データを利用した建退共（建設業退職金共済）電子申請方式の現場展開・優良技能者制度における出面(建設工事現場で働く人員の入退場管理)の確認。
	化学工業	✓ 自社生産計画、部品在庫、取引先からの納品予定を**クラウド上で即時且つ自動共有することで双方の業務効率化を実現**。 ✓ クラウドサービスの活用による**データ相互利用・データ共有**を推進

令和7年度_パートナーシップ構築宣言取組状況アンケートから中企庁が編集

広報ツールの作成

- 宣言の理念が現場まで浸透されていないという課題認識から、宣言企業が社内展開及び取引先にパートナーシップ構築宣言を実施していること（振興基準を遵守していること）を周知するためのツールとしてチラシを作成した。
- 表面には自社のロゴを入れることができ、裏面は振興基準のポイントを明記した。宣言企業に通知をし、広く利用を促している。





4. 宣言企業の取組事例

パートナーシップ構築シンポジウムの概要

- 令和４年度から、**パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、意義の浸透、実効性の向上と、サプライチェーン全体での協力拡大に向けた機運醸成を目的**として、シンポジウムを開催するとともに、経済産業大臣賞を創設し、サプライチェーンでの新たな連携に取り組む優良事例の表彰・紹介などを実施。

（参考）第４回パートナーシップ構築シンポジウムの概要

日時：令和8年6月12日（金）14:00～16:00
会場：イイノカンファレンスホール (オンライン配信併用)
主催：経済産業省
後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会
参加者：表彰企業、選定委員長、日本商工会議所、中小企業庁（その他オンライン500名ほど）
プログラム：開会ビデオメッセージ 、基調講演、優良企業の表彰・講評、受賞企業による取組事例のプレゼンテーション・閉会挨拶



【表彰企業】

パートナーシップ構築大賞　経済産業大臣賞
株式会社日立ソリューションズ・クリエイト

パートナーシップ構築大賞　中小企業庁長官賞
森ビル株式会社

テーマ特別賞（GX表彰）
NECネッツエスアイ株式会社

中小企業賞
フタバ食品株式会社、株式会社三原田組

宣言企業の取組事例

大企業 | 情報通信業 | 取引適正化 | 人財育成支援・専門家人財マッチング支援

パートナーシップ構築宣言

株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

価格協議とパートナー人財育成によるサプライチェーン競争力強化の取組

HITACHI

【企業・取引先について】

- AI、モバイル、セキュリティ、DX等のサービス・製品を提供する企業。
- ソフト系取引先は約300社との取引があり、取適法対象は全体の7～8割程度。重要取引先に占める中小企業の割合は大きい。

本社：東京都品川区

事業概要：システム設計/構築/運用/保守、コンサルテーション、ソフトウェアパッケージの開発/販売　等

取組内容

【取組の背景】

- 2022年度(コロナ禍)以降、人財不足が重要課題となり人財確保市場の激化から同一スキル人財の単価が他社より安い場合に人財確保が困難となることから適正単価・価格転嫁の強化が必要であると認識されるようになった。

【取組内容】

○価格協議：

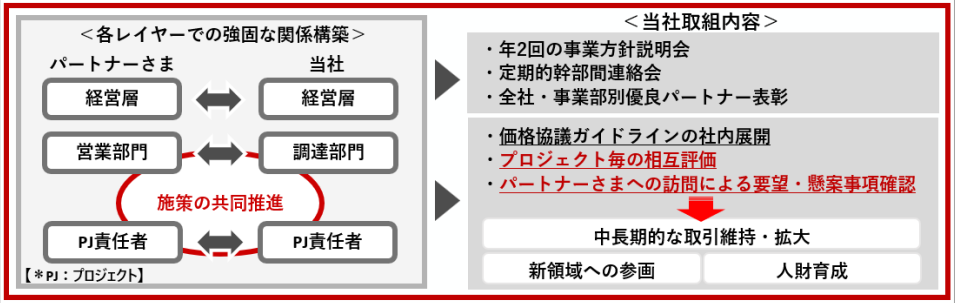
- モデル単価の導入、市場価格と日立グループ他社単価のベンチマークによる妥当性の確認ならびに価格協議ガイドラインの展開による適切な協議や相談拒否はしない等の対応方針を社内共有している。

○相互評価制度：

- プロジェクト単位に価格・品質・体制・コンプライアンス等の項目をパートナーさまと事業部の双方で評価し、フィードバックすることでプロジェクト推進上の課題を双方で可視化して共に改善を図っている。

○課題・要望事項への対応：

- 事業方針説明会の他、調達主導でパートナーさまへの対面訪問を年2回実施し、取引維持拡大、新領域への参画、人財育成等、パートナーさまの要望・懸案事項の確認および実行を通じて協創に向けた連携を推進している。



取組の効果

- モデル単価の導入により契約単価は全社的に対前年度で上昇傾向にある。
- パートナーさまの新人の約7割が継続してプロジェクトに参画しており、協創関係の強化につながっている。

工夫のポイント

- 市場実勢・グループベンチマークに基づくモデル単価を社内共有して、パートナーさまとの価格協議の際に参考にし、効率的に価格協議を進められるようにしている。
- パートナーさまとの対面による要望・懸案事項の確認を行い双方経営層の意思を反映した施策を共同推進することにより、パートナーさまからも高評価を受けている。

大企業 | 不動産業 | 取引適正化 | グリーン化（脱・低炭素）

パートナーシップ構築宣言

森ビル株式会社

CO2排出量見える化のための算定支援と削減努力反映型算定方式導入についての取組

MORI BUILDING

【企業・取引先について】

- 都市再開発を中心にオフィス・商業施設・住宅等を一体開発・運営するデベロッパー。
- 取引先は建設工事会社、ビルメンテナンス会社など多岐にわたり、特に中小企業（内装・設備・メンテナンス等）が多い構造となっている。

本社：東京都港区

事業概要：オフィス・商業施設・住宅等の開発・賃貸・運営を一体的に行う都市デベロッパー　等

取組内容

【取組の背景】

- 2019年度比でScope1・2を50%削減、Scope3を30%削減という脱炭素目標の達成に向け、入居テナントの省エネや廃棄物削減、サプライチェーン全体での排出量算定・削減の底上げが不可欠であった。しかし、達成に向けては、入居テナントへの削減活動の更なる推進や、特に中小企業の取引先では人的リソース不足により排出量未算定の企業が多いという課題があった。
- また、サプライチェーンにおけるScope3排出量算定においては、従来の取引金額ベースでは、取引先の削減努力が反映されにくい構造的課題が存在していた。これらを踏まえ、「算定の底上げと削減インセンティブを両立する仕組みづくり」へ転換した。

【取組内容】

○ESGヒアリング・脱炭素勉強会の実施

- サステナブル調達ガイドラインに基づき、取引先へのESGヒアリング・アンケートを実施。2024年度より説明・ヒアリングを開始し、2025年度は未算定企業16社を対象に勉強会を実施。Scope1・2の算定方法を説明し、算定未実施層の底上げを図った。

○Scope3算定手法の見直し（総排出量配分方式）

- 従来の取引額ベースから、企業別排出原単位（排出量÷売上）による配分方式へ転換。取引先の削減努力が原単位低下として反映され、自社のScope3削減にも連動する仕組みを構築した。

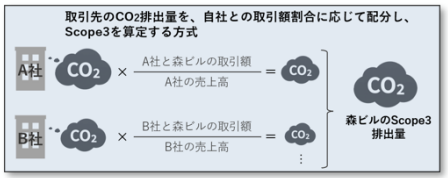
○テナント向けエネルギー・廃棄物の見える化

- 従来から導入しているエネルギーWEBシステム（テナントのエネルギー使用量の推移や他テナント比較などを可視化するシステム）に、最新ビルにおいてはテナント専有部のDR（デマンドレスポンス）機能を追加することによりさらなるエネルギー削減を達成。
- 廃棄物についても、ラベリング・計量により日別・品目別の排出量、リサイクル率を把握、エネルギーWEBシステムを通じ可視化。排出量連動課金と連動し、削減行動のインセンティブを創出している。

○需要抑制・再エネ創出と地域連携

- エネルギーセンターにおいてAIを導入し、ビル、テナントを含めたエネルギー最適化を推進。また、自ら営農型太陽光の開発を実施し、PPAで自社施設へ電力供給。農業の維持継続や、地元自治体と防災協定を締結し災害時の電力活用も可能とした。


勉強会の様子



総排出量配分方式イメージ


エネルギーWEBシステム画面イメージ

取組の効果

- 勉強会後アンケートでは、半数以上が2026年度から算定開始に前向きであり、未算定層の底上げが進みつつある。
- 見える化により、テナント・取引先の省エネ・省資源意識が高まり、個社レベルの行動変容につながる基盤を形成。排出原単位ベースの算定により、取引先の削減努力がScope3に反映される構造を実現。

工夫のポイント

- 未算定の中小企業に対象を絞り、実務に踏み込んだ支援や排出量配分方法を見直し、削減努力が評価される仕組みを設計している。
- エネルギー・廃棄物の見える化と課金を連動させ、行動変容につなげ、ビル運営・テナントを一体で捉え、面的に脱炭素を推進している。再エネ創出や地域連携も組み合わせ、環境価値と社会価値を同時に創出している。

宣言企業の取組事例

中小企業　食品製造業　研究開発支援

パートナーシップ構築宣言

フタバ食品株式会社
各社の専門性を活かしたプロジェクト型の共同商品開発の取組

FUTABA フタバ食品

【企業・取引先について】
- アイスクリームを中心とした冷凍食品の開発・販売を行う創業81年の老舗食品メーカーである。
- 取引先は原料メーカーや機械メーカーなど約500社に及び、そのうち中小企業は約50%を占める。

本社：栃木県宇都宮市

事業概要：アイスクリーム類及び氷菓、冷凍食品、マロングラッセ、ゼリー等の開発・製造・販売

取組内容

【取組の背景】
- 発売から約20年が経過した主力商品において、マンネリ化や市場での埋没が懸念され、大幅なリニューアルによる再成長が必要となった。
- 従来の自社主導の開発では、素材特性の最適な組み合わせ（食感・口どけ等）に限界があり、サプライチェーン全体の知見を活用する必要性が高まった。これらを踏まえ、「取引先と一体となった共創型の商品開発」へ転換した。

【取組内容】

○サプライヤー参加型の共同開発プロジェクト
- チョコレートメーカー、モナカメーカー、包装メーカーなど計６社が一堂に会するプロジェクト形式で商品開発を実施した。
- 通常の営業窓口に加え、各社の研究開発担当が同席し、専門知見を直接持ち寄る体制を構築した。
- 2025年春から約半年間、試作・評価・改良を繰り返しながら開発を推進した。

○リアルタイムでの試作・評価・議論
- 試食を通じて、焼き菓子（ザクザク感）とチョコレート（パキッとしたかみ砕き感や口どけ）など、異なる素材特性の最適な組み合わせをその場で検討した。
- サプライヤー各社の視点から意見を出し合い、自社のみでは得られない気づきや改善案を創出した。

○経営層も含めた共創体制
- 自社の取締役が関与し、参加企業の経営者とも事前に意思疎通を実施した。
- 企業間の信頼関係を前提とした協働環境を整備した上でプロジェクトを推進した。

取組の効果
- サプライヤーとの共同開発により、商品の売上面で成果が確認されている。
- 研究開発担当者からは、サプライヤー各社との協働を通じて開発手法や発想の幅が広がったとの声があった。
- プロジェクトを契機に、企業間での情報交換や人的ネットワークが形成され、継続的な連携基盤が構築された。
- 単なる取引関係を超え、サプライチェーン全体で価値を創出する関係へ進化している。

工夫のポイント
- 営業だけでなく研究開発担当者を直接つなぎ、専門知見を融合させて複数サプライヤーを同時に巻き込むことで、素材横断の最適化を実現している。
- 試食・評価をリアルタイムで行い、意思決定のスピードと精度を高めて、経営層も関与し、発注側・サプライヤー企業を含めた企業間の信頼関係を前提とした共創環境を構築している。
- 単なる受発注関係にとどまらず、継続的な情報交換や人的ネットワークの形成につなげることで、将来的なイノベーション創出の基盤を構築している。

中小企業　建設業　健康経営、労働安全衛生に関する取組の支援

パートナーシップ構築宣言

株式会社三原田組
協力会社を含めた作業環境の本格的な改善

株式会社 三原田組

【企業・取引先について】
- 総合建設会社で、道路や河川などのインフラ整備や除雪業務を通じ、地域の安全と安心な生活基盤を支えている。
- 総合工事業に加え、資源循環事業や生コン製造販売も行う。資材供給から施工まで一貫した体制で地域密着の事業を展開している。

本社：新潟県上越市

事業概要：総合建設業、資源循環事業、生コンクリート製造販売、登録教習機関　等

取組内容

【取組の背景】
- 屋外作業が中心となる建設業では、猛暑による熱中症対策が重要な課題となっている。現場の声を踏まえ、同じ現場で働く協力会社を含めた全ての作業者を守るため、実効性のある熱中症対策と安全意識の向上に取り組んだ。



＜若手社員が作成した熱中症対策ガイドライン＞

【取組内容】

○熱中症対策ガイドラインの整備
- 現場で働く社員の声を受け、若手社員を中心に熱中症対策ガイドラインやフローチャートを作成した。異常時の報告体制や重症化防止のための対応手順を明確化し、全現場で運用している。

○協力会社を含めた作業環境の改善
- スマートウォッチによる体調管理や、小型ショベルのエアコン付き機種への更新を進めるとともに、協力会社の作業員にもスマートウォッチを無償貸与している。元請会社・協力会社の区別なく、同じ基準で熱中症対策に取り組める環境を整備している。





＜エアコン付き小型ショベル機＞＜熱中症対策に活用するスマートウォッチ＞

取組の効果
- スマートウォッチの音や振動による警報で、作業員が自ら休憩のタイミングを判断できるようになるなど、安全意識の向上につながっている。
 また、協力会社を含めて同じ基準で熱中症対策に取り組むことで、「同じ現場を守る」という意識の共有が進み、現場全体で安全を守る文化の定着につながっている。

工夫のポイント
- 健康や安全のような目に見えないものに価値があるという考え方を全社で共有し、社員だけでなく協力会社を含めた全ての作業者の命と健康を守ることを基本方針としている。
- 2025年6月の熱中症対策義務化を契機に、これまでの対策をさらに発展させ、誰が現場責任者となっても同じレベルで対応できる仕組みづくりを進めた。現場の声をもとに、若手社員が熱中症対策ガイドラインやフローチャートを作成し、異常時の報告体制や重症化防止のための対応手順を明確化することで、現場全体で統一した対応ができる体制を整備している。

パートナーシップ構築宣言取組事例集

- 取組事例集をパートナーシップ構築宣言のポータルサイトに掲載しています。

＜令和6年度　取組事例集＞



目次

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
1.	2023年度パートナーシップ構築大賞（経済産業大臣賞） **株式会社日立ソリューションズ**「社会/技術変化への対応のため、取引先のIT人財のスキルシフトを支援」	1
2.	2023年度パートナーシップ構築大賞（中小企業庁長官賞） **株式会社ミクニ**「協力会におけるBCP策定支援」	2

＜中小企業の取組事例＞

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
3.	2023年度パートナーシップ構築大賞（中小企業特別賞） **くにみ農産加工有限会社**「小規模農家を巻き込んだ、地域ぐるみでの食の安全を担保するITシステム構築」	3
4.	**千曲運輸株式会社**「高機能冷蔵装置と物流プラットフォームによる、青果物物流改革の実証」	4
5.	**株式会** 企業双	
6.	**Wac** い有給	

＜サプライチェーンのGXの取組事例＞

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
7.	2023年度パートナーシップ構築大賞（GX表彰） **株式会社デンソー**「取引先の困りごとに対応する支援メニューを構築し、取引先の脱炭素を促進」	7
8.	**豊田合成株式会社**「仕入先に寄り添い、CNの意識醸成から低減方策検討、ロードマップ策定まで支援した」	8
9.	**ヤマハ発動機株式会社**「従前の理論値エナジー活動を応用し、全体活動と個社支援の両面で取引先のCNを支援」	9
10.	**株式会社明電舎**「支援機関と連携した、取引先のエコアクション21取得支援、CN検討支援」	10
11.	**株式会社島津製作所**「取引先に対する省エネ診断の受診推奨や、公的な補助利用の申請を支援」	11
12.	**株式会社NTTデータグループ**「サプライヤに排出量可視化や目標設定を要請し、ソフトウェア開発の企業を重点的にサポート」	12
13.	**株式会社山口フィナンシャルグループ**「自治体との連携による中小企業への脱炭素関連コンサルティング支援」	13

＜令和7年度　取組事例集＞



目次 令和7年6月

＜働き方改革支援＞

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
1.	**株式会社日立プラントサービス** 「契約・勤務管理のシステム化およびマニュアルの動画化」 ＜2024年度パートナーシップ構築大賞（中小企業庁長官賞）＞	1
2.	**デーバー加工サービス株式会社** 「自社及びパートナー企業の働き方改革のための発注側企業への要請」 ＜2024年度パートナーシップ構築大賞（中小企業賞）＞	2
3.	**萩原建設工業株式会社**「取引先に優良職長手当制度の導入・DX施工の推進等」	3

＜工場改善・品質管理等支援＞

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
4.	**日高工業株式会社**「問題を未然に防ぐための密なコミュニケーション」	4
5.	**株式会社ニッパ**「自社OBによる取引先工場改善・品質改善業務等の支援」	5

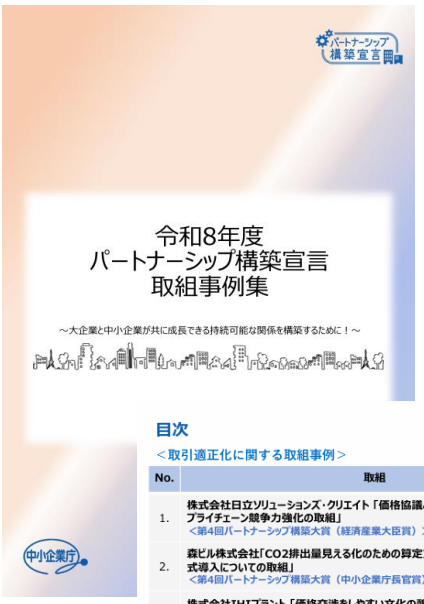
＜グリーン化（脱・低炭素化）支援＞

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
6.	**山陽特殊製鋼株式会社**「パートナー企業の排出量実績値算出の支援」 ＜2024年度パートナーシップ構築大賞（経済産業大臣賞）＞	6

＜事業継続・承継支援＞

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
7.	**豊田鉄工株式会社**「事業継続に向けた経営支援および後継者育成支援」	7
8.	**ノースビルズ溶接工業株式会社**「Win-Winな関係でのM&A」	8

＜令和8年度　取組事例集＞



目次

＜取引適正化に関する取組事例＞

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
1.	**株式会社日立ソリューションズ・クリエイト**「価格協議とパートナー人財育成によるサプライチェーン競争力強化の取組」 ＜第4回パートナーシップ構築大賞（経済産業大臣賞）＞	1
2.	**森ビル株式会社**「CO2排出量見える化のための算定支援と削減努力反映型算定方式導入についての取組」 ＜第4回パートナーシップ構築大賞（中小企業庁長官賞）＞	2
3.	**株式会社IHIプラント**「価格交渉をしやすい文化の醸成のための積極的な声かけを実施」	3
4.	**フタバ産業株式会社**「取引先との継続的対話による価格転嫁促進と取引慣行改善の取組」	4
5.	**株式会社デンソー**「自動車産業の持続的発展に向け、サプライチェーン全体で価値向上を推進」	5

＜サプライチェーンのグリーン化（脱炭素・低炭素）に関する取組事例＞

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
6.	**NECネッツエスアイ株式会社**「重点パートナーの取組段階に応じた、脱炭素の伴走支援を実施」 ＜第4回パートナーシップ構築大賞（テーマ特別賞_GX表彰）＞	6
7.	**積水ハウス株式会社**「CO2削減目標の設定から始める取引先伴走支援の取組」	7
8.	**川崎重工業株式会社**「サプライチェーンの排出量算定・カーボンニュートラル促進」	8

＜中小企業の取組事例＞

No.	取組	ﾍﾟｰｼﾞ
9.	**フタバ食品株式会社**「各社の専門性を活かしたプロジェクト型の共同商品開発の取組」 ＜第4回パートナーシップ構築大賞（中小企業賞）＞	9
10.	**株式会社三原田組**「協力会社を含めた作業環境の本格的な改善」 ＜第4回パートナーシップ構築大賞（中小企業賞）＞	10
11.	**株式会社興農園**「取引適正化の推進と災害リスクに対応した資材供給網の強靭化」	11

5. 地域における普及促進の取組

補助金加点等、インセンティブ措置等の例

- 宣言率が高い各自治体においては、加点措置のインセンティブの他に、県や国、県内団体が、宣言の推進と価格転嫁円滑化に係る共同宣言を実施するなど、取引適正化に向けた取組を積極的に実施している。

■広島県
○「広島県パートナーシップ構築宣言普及促進会議」を開催、県・国・県内団体が普及・促進を申合せ
○宣言企業に対して補助金の加点措置

■福井県
○県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知を含む、適正取引・価格転嫁に係る共同宣言を発出
○宣言企業であることを補助金の要件化、宣言企業に対して補助金の加点措置
○宣言企業を対象とした融資制度
○県ホームページにて周知活動を実施

■鳥取県
○県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知を含む、価格転嫁と賃上げに係る共同宣言を発出
○宣言企業に対して補助金の加点措置

■埼玉県
○県・国・県内団体が、宣言の周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
○制度融資の対象に宣言企業を追加
○宣言企業に対して補助金、物件等競争入札参加資格に係る格付基準での加点措置、公共工事調達における埼玉県総合評価方式のプラス評価
○宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査や個別訪問を実施

■群馬県
○県・国・県内団体が、宣言の推進と価格転嫁円滑化に係る共同宣言を発出
○制度融資、補助金の対象に宣言企業を追加
○宣言企業に対して物件等競争入札参加資格に係る格付基準での加点措置

ご清聴ありがとうございました

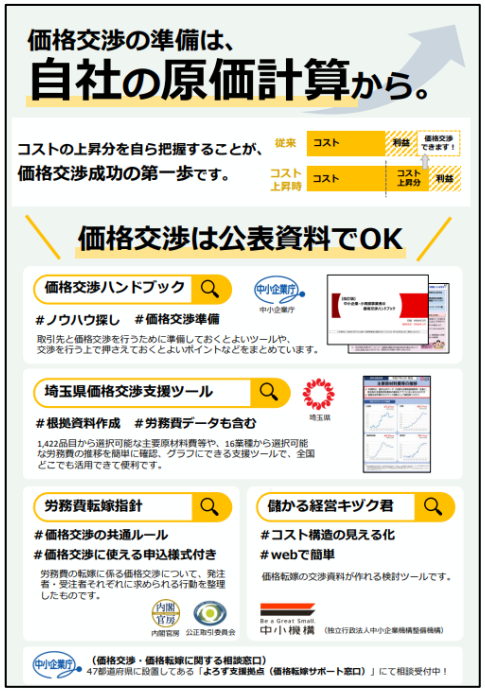
取適法ガイドブック



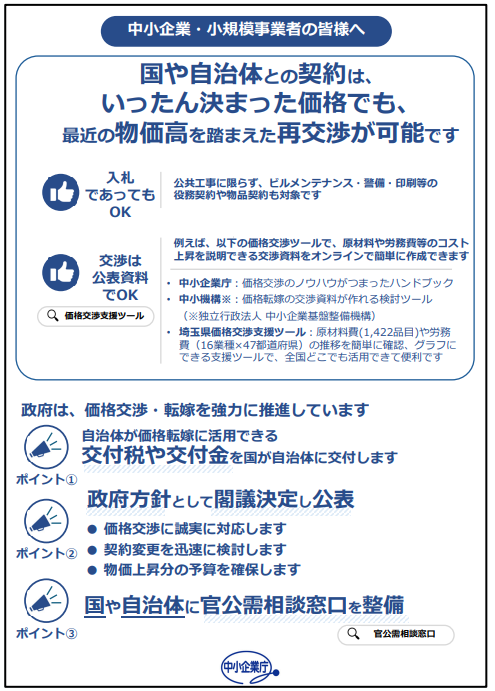
振興基準リーフレット



価格交渉支援ツール



官公需リーフレット



参考資料

（参考）振興基準の改正

- 振興法（受託中小企業振興法）では、経済産業大臣が**委託事業者と中小受託事業者のよるべき一般的な基準**として「**振興基準**」を定めている。

 ※**パートナーシップ構築宣言**では振興基準の遵守が必須（10万社超が宣言）。業界団体の**自主行動計画**（34業種・98団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる。
- 振興法は取適法よりも適用対象が広く、**製造委託等を行う幅広い取引を対象**とする。
- 主務大臣は振興基準に定める事項について、**指導・助言**を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを**勧奨**することができる。

ポイント

※下線部は令和8年6月24日に改正。

● 取引条件を改善すること

- 威圧的な交渉をしない
- 合理性や十分な協議を欠く対価決定をしない
- 協議の申出には応じる
- 労務費転嫁指針を遵守する
- 買いたたきをしない
- 型の無償保管要請をしない**（望ましくない事例を明記）**
- 働き方改革を阻害する取引をしない
- 納品の検査等の方法を予め協議して定める
- 受領日から60日以内に現金で代金を払う
- サプライチェーン全体で支払方法の改善を進める
- **価格転嫁の浸透を後押しする人事評価制度の整備**　等

● 委託事業者と中小受託事業者の共存共栄を目指すこと

● 発注の改善に努めること

- 契約条件の明確化
- 知的財産取引の適正化

（新たな「知財取引指針」に基づく取引の実施） 等

● 価格交渉・価格転嫁のツールを活用すること

- 取引適正化ガイドライン、講習会、価格交渉ハンドブック 等

● 中小受託事業者の連携を進めること

- 振興事業計画の活用 等